

○国立大学法人埼玉大学におけるヒトを対象とする 研究に関する倫理規則

平成22年9月30日
規則第48号

改正	平成24. 9. 25	24規則34	平成26. 9. 25	26規則8
	平成27. 2. 19	26規則46	平成27. 3. 20	26規則127
	平成28. 3. 25	27規則79	平成28. 9. 29	28規則9
	平成29. 3. 28	28規則37	平成29. 5. 24	29規則5

(趣旨)

第1条 この規則は、ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成16年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）及び人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号）（以下「各倫理指針」という。）に基づき、国立大学法人埼玉大学（以下「本学」という。）において実施するヒトを対象とする研究に関し必要な事項を定め、もって研究の適正な実施を図ることを目的とする。

2 研究の計画及び実施については、各倫理指針に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「研究責任者」とは、研究の有用性及び限界並びに生命倫理について十分な知識を有する者であって、研究を遂行するとともに、研究に係る業務を統括する者をいう。
- (2) 「研究担当者」とは、研究に係る業務の内容に応じて必要な知識と技能を持つ者であって、研究責任者の指示又は委託に従って、研究を実施する者をいう。
- (3) 「部局」とは、研究を計画し、実施しようとする教育学部、人文社会科学研究所、理工学研究科、教育機構、研究機構、情報メディア基盤センター及び国際本部をいう。
- (4) 「部局長」とは、前号に規定する部局長をいう。

2 前項に定めるもののほか、用語の意義は、各倫理指針の定めるところによる。

(適用範囲)

第3条 この規則は、本学において実施するヒトを対象とする研究に適用する。ただし、第14条の規定は、ヒトゲノム・遺伝子解析研究に限り適用する。

(学長の責務)

第4条 学長は、各倫理指針及びこの規則に定めるところにより、本学において行う研究の実施に関し統括するものとする。

(委員会の設置)

第5条 本学に、国立大学法人埼玉大学におけるヒトを対象とする研究に関する倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会の任務）

第6条 委員会は、次に掲げる事項について審議又は調査し、学長に報告するとともに、必要に応じ、助言又は意見を具申する。

(1) 研究計画の実施の適否等について、科学的及び倫理的な観点から審査すること

(2) その他ヒトを対象とする研究に関する倫理等の適正な実施のために必要な事項に関すること

（委員会の構成）

第7条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 保健センター長

(2) 人文・社会科学分野の教授又は准教授 1人

(3) 関連する分野を含む自然科学分野の教授又は准教授 3人

(4) 学外の学識経験者 1人

(5) 学外の倫理・法律を含む人文・社会科学分野の有識者 1人

(6) その他学長が必要と認める者

2 前項の委員は、学長が任命する。

3 第1項に掲げる委員は、男女両性により組織しなければならない。

4 第1項第1号から第5号までに掲げる委員が、審査対象となる研究の研究責任者及び研究担当者となった場合は、その審議、採決及び審査に加わることができない。

（任期）

第8条 前条第1項第2号から第5号までに掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第6号に掲げる委員の任期は、その都度定める。

（委員長及び副委員長）

第9条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員会に副委員長を置き、委員長の指名する委員をもって充てる。

4 副委員長は、委員長を助け、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

（迅速審査手続）

第10条 委員長は、次の各号のいずれかに該当する審査については、委員長があらかじめ指名した委員に当該審査を委ねることができる。

- (1) 既に委員会において承認された研究計画の軽微な変更の審査
- (2) 既に委員会において承認されている研究計画に準じて類型化された研究計画の審査
- (3) 共同研究であって、既に主たる研究機関において委員会の承認を受けた研究計画を分担研究機関として実施しようとする場合の研究計画の審査

2 前項に規定する審査を行った委員は、審査結果を書面により委員長に報告する。報告を受けた委員長はすべての委員に報告内容を通知しなければならない。

3 前項に規定する報告に異議がある委員は、理由を付した書面により委員会における審査を委員長に申し出ることができる。

4 委員長は、前項に規定する申し出を受けたときは、速やかに委員会を招集し、当該事項の審査を行うものとする。

(意見の聴取等)

第 1 1 条 委員会が必要と認めたときは、研究責任者の出席を求めて研究計画の説明及び意見を聴くことができる。

(会議)

第 1 2 条 委員会は、男女両性で構成された 5 名以上の委員が出席し、かつ、第 7 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる委員が出席しなければ会議を開くことができない。

2 委員会の議決は、出席委員全員の合意を原則とする。

(遵守事項)

第 1 3 条 委員会の委員及び研究に携わる者は、職務上知ることのできた個人情報に正当な理由なく漏らしてはならない。また、委員を辞した後又は研究終了後及び中止後においても、同様とする。

(個人情報の管理等)

第 1 4 条 学長は、研究において、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護を図るため個人情報管理者を置くものとする。なお、必要に応じて、分担管理者を置くことができる。

2 個人情報管理者及び分担管理者は、学長が指名する。

(研究の申請及び可否の決定)

第 1 5 条 研究責任者は、研究計画書（別紙様式 1）により、研究責任者が所属する部局長の確認を受け、学長に申請する。

2 研究責任者は、承認を受けた研究計画を変更しようとするときは、研究計画変更承認申請書（別紙様式 2）により、研究責任者が所属する部局長の確認を受け、学長に申請する。

3 学長は、研究計画書又は研究計画変更承認申請書を受理したときは、速やかに

委員会にその審査を付議する。

- 4 学長は、申請のあった研究について、委員会の審議を経て、研究実施の可否を決定するものとする。

(審査結果通知)

- 第16条** 学長は、第15条第4項に規定する決定を行ったときは、審査結果通知書(別紙様式3)により、速やかに当該部局長を経由して研究責任者に通知するものとする。

(研究責任者の責務)

- 第17条** 研究責任者は、第15条第1項に規定する研究計画書の作成に当たっては、提供者等に予想される影響等を踏まえて、研究の必要性、提供者等の不利益を防止するための研究方法等を十分考慮しなければならない。また、同条第2項の規定により、承認を受けた研究計画を変更しようとする場合においても同様とする。

- 2 研究責任者は、許可された研究計画に基づき、研究担当者が適正に研究を実施するよう監督しなければならない。
- 3 研究責任者は、原則として、匿名化された試料等又は遺伝情報を用いて、研究を実施するものとする。また、研究の業務の一部を委託する場合においても同様とする。
- 4 研究責任者は、匿名化されていない試料等又は遺伝情報を原則として、外部の機関に提供することができない。
- 5 研究責任者は、提供者等の求めに応じて、研究の進捗状況及び研究結果を分かりやすく説明し、又は公表しなければならない。ただし、提供者等の人権の保障及び知的財産権の保護のため、必要と認められる場合には、この限りでない。

(インフォームド・コンセント)

- 第18条** 研究責任者は、研究を実施する場合は、提供者に事前に十分な説明を行い、提供者の自由意思に基づき、原則として文書による同意を得て、試料等の提供を受けなければならない。

- 2 研究責任者は、提供者から前項の同意を得ることが困難な場合であって、研究の重要性が高く、かつ、提供者からの試料等の提供を受けなければ研究が成り立たないと委員会が認め、学長が許可した場合に限り、提供者の代諾者等から同意を受けることができる。
- 3 研究責任者は、委員会の承認を受けて学長が許可した研究において、他の研究機関から試料等又は遺伝情報の提供を受ける場合は、当該試料又は遺伝情報に関するインフォームド・コンセントの内容を当該他の研究機関からの文書等によって確認のうえ、提供に係る記録を作成し、保管しなければならない。

(試料等の保存及び廃棄)

第 19 条 研究責任者は、試料等を保存する場合は、提供者又は代諾者等の同意事項を遵守し、研究計画書に記載された方法に従い実施しなければならない。

2 研究責任者は、試料等の保存期間が研究計画書に記載された期間を過ぎた場合は、提供者又は代諾者等の同意事項を遵守し、匿名化して廃棄しなければならない。

3 研究責任者は、提供者又は代諾者等からインフォームド・コンセントの撤回があった場合は、原則として提供者に係る試料等及び研究結果を匿名化して廃棄するものとする。

4 研究責任者は、保存期間が定められていない試料等を保存する場合には、研究計画の終了後遅滞なく、学長に対して、次に掲げる事項について報告しなければならない。また、これらの内容に変更が生じた場合も同様とする。

- (1) 試料等の名称
- (2) 試料等の保管場所
- (3) 試料等の管理責任者
- (4) 被験者等から得た同意の内容
(研究の終了又は中止の報告)

第 20 条 研究責任者は、研究を終了し、又は中止したときは、研究（終了・中止）報告書（別紙様式 4）を作成し、速やかに所属部局長の確認を受け、学長に報告しなければならない。

2 研究責任者は、研究が終了したときは、研究計画書に記載された方法に従い研究結果を公表しなければならない。

(外部の研究機関等への試料等の提供)

第 21 条 研究責任者は、委員会の承認を受けて学長が許可した研究で得られた試料等を、外部の研究機関に提供する場合は、原則として試料等を匿名化しなければならない。ただし、提供者等が匿名化を行わずに当該研究機関に提供されることに同意しており、かつ、許可された研究計画においても、匿名化を行わずに当該研究機関に提供することが認められている場合は、この限りではない。

2 前項の場合において、研究責任者は、提供に関する記録を作成し、保管しなければならない。

(教育・研修)

第 22 条 学長、研究責任者、研究担当者、委員会委員及びその事務に従事する者は、ヒトを対象とする研究に関する倫理並びに当該研究の実施に必要な知識及び技術に関する教育・研修を受けなければならない。

(情報の公開)

第 23 条 本学におけるヒトを対象とする研究に関する規則等、委員会の開催状況

及び審査の概要等に関する情報については、毎年1回程度公表するものとする。

(事務)

第24条 委員会の事務は、研究協力部研究推進課において処理する。

(補則)

第25条 この規則に定めるもののほか、ヒトを対象とする研究の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則 (平成24. 9. 25 24規則34)

この規則は、平成24年9月25日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (平成26. 9. 25 26規則8)

1 この規則は、平成26年9月25日から施行する。

2 この規則施行の際、第7条第1項第2号から第5号の規定に基づき、現に任命されている委員の任期は、第8条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則 (平成27. 2. 19 26規則46)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27. 3. 20 26規則127)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28. 3. 25 27規則79)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28. 9. 29 28規則9)

この規則は、平成28年9月29日から施行する。

附 則 (平成29. 3. 28 28規則37)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29. 5. 24 29規則5)

この規則は、平成29年5月30日から施行する。

(別紙様式1)

受付番号

年 月 日

研究計画書

埼玉大学長 殿

研究責任者

所 属

職 名

氏 名

下記の研究計画について、国立大学法人埼玉大学におけるヒトを対象とする研究に関する倫理規則第15条第1項の規定に基づき申請しますので、承認願います。

記

1 新規・変更の別	<input type="checkbox"/> 新規 ・ <input type="checkbox"/> 変更
2 課題名	
3 研究予定期間	審査結果通知書交付日 ～ 年 月 日
4 研究担当者 (他機関の共同研究者等がいる場合は記載)	・ 埼玉大学教職員・学生等 [所属・職名] [氏名] ・ 共同研究者等 [所属・職名] [氏名]
5 研究実施場所 (他機関で研究が行われる場合は、他機関の倫理委員会の有無と審査結果等について記載)	・ 埼玉大学構内 [名称] ・ 他機関の施設等 [名称] [所在地] [倫理委員会] <input type="checkbox"/> 有/ <input type="checkbox"/> 無 [審査結果等] <input type="checkbox"/> 承認済/ <input type="checkbox"/> 審査中/ <input type="checkbox"/> 申請予定/ <input type="checkbox"/> 申請不要 (備考欄に理由を記載) (備考:)

6 研究の概要	[研究の目的、方法、期待される効果等] (簡潔に記載)			
	研究の分類	<input type="checkbox"/> ヒトゲノム・遺伝子解析研究 (注1)		
		<input type="checkbox"/> 人を対象とする医学系研究 (注2)		
		<input type="checkbox"/> 人を対象とするその他研究		
	個人情報の取扱い	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 → 取扱う項目を下記に簡潔に記載 (要配慮個人情報 (注3) には下線を引くこと)		
	人体から採取された試料等の使用	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 → 内容を下記に簡潔に記載		
	既存試料・情報等の使用の有無	<input type="checkbox"/> 無		外部からの提供
<input type="checkbox"/> 有 → 内容を下記に簡潔に記載		<input type="checkbox"/> 有 / <input type="checkbox"/> 無		
(外部からの提供を受ける場合は、提供元、取得の経緯、同意の取得状況、匿名化の有無を記載すること)				
侵襲性 (注4)	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 侵襲 →	負担の種類	
		<input type="checkbox"/> 軽微な侵襲 →	<input type="checkbox"/> 身体的負担 / <input type="checkbox"/> 精神的負担	
介入の有無 (注5)	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有		
7 研究対象者について	[年齢層、性別、想定人数等]			
	[募集方法] (研究対象者から除外する基準がある場合は明記すること)			
	[謝礼・交通費等の有無]			
	未成年者	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 →	代諾者 <input type="checkbox"/> 有 / <input type="checkbox"/> 無
	十分な判断力・意識	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 →	代諾者 <input type="checkbox"/> 有 / <input type="checkbox"/> 無
	[代諾者の設定基準] (代諾者が必要な場合は記載)			
	疾病・障害	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 →	下記に配慮方法等を記載
[疾病・障害を持つ研究対象者への配慮方法]				

<p>8 研究対象者への説明方法及び同意の取得方法 (研究参加の任意性等、説明・同意内容を具体的に記載)</p>		
<p>9 実験等の実施手順 (箇条書きで具体的に記載)</p>		
<p>10 成果の公表方法 (個人情報への配慮方法も記載)</p>		
<p>11 個人情報及び実験データ等の保護方法(他機関に試料・情報の提供を行う場合は、提供先、試料・情報の項目についても記載)</p>	<p>実験データ等の匿名化(注6)</p> <p><input type="checkbox"/>匿名化して保管 → 対応表の作成 <input type="checkbox"/>有/<input type="checkbox"/>無</p> <p><input type="checkbox"/>非識別加工情報(注7)を作成して保管</p> <p><input type="checkbox"/>その他()</p>	
	<p>廃棄方法</p> <p><input type="checkbox"/>学内規則等に基づき、一定期間保管した後、匿名化して廃棄</p> <p><input type="checkbox"/>その他()</p>	
	<p>他機関等への提供方法(該当する場合)</p> <p><input type="checkbox"/>対応表は提供せず、匿名化して提供</p> <p><input type="checkbox"/>非識別加工情報として提供</p> <p><input type="checkbox"/>その他()</p>	
	<p>[具体的な匿名化の方法・実験データ等の保管・廃棄方法・提供内容や保存期間等]</p>	
	<p>12 研究等によって生じる不利益及び危険性、人権擁護の手法 (それぞれの事案への対策方法や、研究を中止する場合の基準等を具体的に記載)</p>	
<p>13 添付資料</p>	<p><input type="checkbox"/>研究対象者への説明文書 <input type="checkbox"/>同意書 <input type="checkbox"/>その他()</p> <p>[添付しない場合の理由等]</p>	

1 4 主な研究資金	<input type="checkbox"/> 運営費 <input type="checkbox"/> 科研費 (種別 : _____ 代表者名 : _____) <input type="checkbox"/> その他 (_____)	
1 5 その他実施上の留意点		
	※部局長確認日	年 月 日

- ※1 所属する部局長の確認を受け、そのことが分かる資料を添付すること。
- ※2 記入欄が不足する場合には、適宜ページを増やしてください。

補足説明（提出時は以下を削除願います）

（注1）ヒトゲノム・遺伝子解析研究

提供者の個体を形成する細胞に共通して存在し、その子孫に受け継がれ得るヒトゲノム及び遺伝子の構造又は機能を、試料・情報を用いて明らかにしようとする研究をいう。本研究に用いる試料・情報の提供又は収集・分譲が行われる場合も含まれる。

詳細は『ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針』及び『同Q&A』を参照のこと。

参考URL：http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/hito_genom.html

（注2）人を対象とする医学系研究

人（試料・情報を含む。）を対象として、傷病の成因（健康に関する様々な事象の頻度及び分布並びにそれらに影響を与える要因を含む。）及び病態の理解並びに傷病の予防方法並びに医療における診断方法及び治療方法の改善又は有効性の検証を通じて、国民の健康の保持増進又は患者の傷病からの回復若しくは生活の質の向上に資する知識を得ることを目的として実施される活動をいう。

詳細は『人を対象とする医学系研究に関する倫理指針』及び『同ガイダンス』を参照のこと。

参考URL：<http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/ekigaku.html>

（注3）要配慮個人情報

本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等が含まれる個人情報をいう。

詳細は『人を対象とする医学系研究に関する倫理指針』及び『同ガイダンス』を参照のこと。

参考URL：<http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/ekigaku.html>

（注4）侵襲性

侵襲とは、研究目的で行われる、穿刺、切開、薬物投与、放射線照射、心的外傷に触れる質問等によって、研究対象者の身体又は精神に傷害又は負担が生じることをいう。

侵襲のうち、研究対象者の身体及び精神に生じる傷害及び負担が小さいものを「軽微な侵襲」という。

判断例	侵襲性の有無
研究目的でない診療で採取された血液、体液、組織、細胞、分娩後の胎盤・臍帯等を既存試料・情報として用いる場合	侵襲ではない
研究目的でない診療において穿刺、切開、採血量等を研究目的で増やした際、追加的に生じる傷害や負担が相対的にわずかである場合	軽微な侵襲
一般健康診断で行われる採血や胸部単純X線撮影等と同程度の内容を、研究目的のみで実施する場合	軽微な侵襲
質問票による調査で、研究対象者に精神的苦痛等が生じる内容を含むことをあらかじめ明示して、研究対象者が匿名で回答又は回答を拒否することができる等、十分な配慮がなされている場合	軽微な侵襲
自然排泄される尿・便・喀痰、唾液・汗等の分泌物、抜け落ちた毛髪・体毛を研究目的で採取する場合や、表面筋電図や心電図の測定、超音波画像の撮像などを研究目的で行う場合（ただし、長時間に及ぶ行動の制約等によって過度な負担が生じるものを除く）	侵襲ではない
研究目的で研究対象者にある種の運動負荷を加える際に、生じる身体的な恒常性の変化（呼吸や心拍数の増加、発汗等）が適切な休息や補水等により短時間で緩解する場合や、文部科学省の実施する体力・運動能力調査（新体力テスト）と同程度（対象者の年齢・状態、行われる頻度等を含む。）の実施内容の場合	侵襲ではない

詳細は『人を対象とする医学系研究に関する倫理指針』及び『同ガイダンス』を参照のこと。

参考URL：<http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/ekigaku.html>

(注5) 介入

研究目的で、人の健康に関する様々な事象に影響を与える要因（健康の保持増進につながる行動及び医療における傷病の予防、診断又は治療のための投薬、検査等を含む。）の有無又は程度を制御する行為（通常の診療を超える医療行為であって、研究目的で実施するものを含む。）をいう。

判断例	介入の有無
健康に影響を与えると考えられる日常生活の行動（適度な運動や睡眠、バランスの取れた食事、禁煙等）について、群間比較を行うために研究計画書に基づいて作為又は無作為の割付けにより要因の有無又は程度を制御する場合	介入に該当する
研究目的でない診療で従前受けている治療方法を、研究目的で一定期間継続することとして、他の治療方法の選択を制約するような場合	介入に該当する
研究目的で、診断及び治療のための投薬、検査等の有無及び程度を制御することなく、その転帰や予後等の診療情報を収集する場合	介入に該当しない

詳細は『人を対象とする医学系研究に関する倫理指針』及び『同ガイダンス』を参照のこと。

参考URL：<http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/ekigaku.html>

(注6) 匿名化

特定の個人（死者を含む。以下同じ。）を識別することができることとなる記述等（個人識別符号を含む）の全部又は一部を削除すること（当該記述等の全部又は一部を当該個人との関わりのない記述等に置き換えることを含む。）をいう。

詳細は『人を対象とする医学系研究に関する倫理指針』及び『同ガイダンス』を参照のこと。

参考URL：<http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/ekigaku.html>

(注7) 非識別加工情報

個人情報（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）の規定により非識別加工情報に係る加工の対象とされている個人情報に限る）に含まれる記述等の一部を削除する等の措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの。

詳細は『人を対象とする医学系研究に関する倫理指針』及び『同ガイダンス』を参照のこと。

参考URL：<http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/ekigaku.html>

(別紙様式2)

年 月 日

研究計画変更承認申請書

埼玉大学長 殿

研究責任者
所属
職名
氏名

下記の研究計画について、国立大学法人埼玉大学におけるヒトを対象とする研究に関する倫理規則第15条第2項の規定に基づき変更申請しますので、承認願います。

記

1	課 題 名	承認番号 ()
2	変更理由	
3	変更内容 (添付資料は、変更箇所が分かるように朱書きで加筆修正してください。) 以下、添付資料のとおり変更します。 <input type="checkbox"/> 研究計画書 (別紙様式1) <input type="checkbox"/> 研究対象者への説明文書 <input type="checkbox"/> 同意書 <input type="checkbox"/> その他 ()	
4	現在までの研究の進捗状況	
5	その他参考となる事項	
	※部局長確認日	年 月 日

注1 所属する部局長の確認を受け、そのことが分かる資料を添付すること。

2 記入欄が不足する場合には、適宜ページを増やしてください。

(別紙様式3)

審 査 結 果 通 知 書

年 月 日

申請者 殿

埼玉大学長

印

承認番号 _____

課 題 名 _____

さきに申請のあった上記課題の審査結果を国立大学法人埼玉大学におけるヒトを対象とする研究に関する倫理規則第16条の規定に基づき下記のとおり通知します。

記

判定	非該当	承認	条件付承認	変更の勧告	不承認
理由 又は 勧告					

(別紙様式4)

年 月 日

研究（終了・中止）報告書

埼玉大学長 殿

研究責任者

所 属

職 名

氏 名

年 月 日付けで承認のあった下記研究課題について、年 月 日をもって終了・中止しましたので、国立大学法人埼玉大学におけるヒトを対象とする研究に関する倫理規則第20条の規定に基づき報告します。

記

1 課 題 名	承認番号 ()
2 中止の理由 (終了の場合は記入不要)	
3 提供された試料等の数	
4 外部の機関への試料等又は遺伝子情報の提供数及び提供理由	
5 研究が実施された試料等の数	
6 研究成果の概要 (発表の有無等を含む。)	
7 試料等の廃棄方法	
8 その他参考となる事項	
※部局長確認日	年 月 日

注1 所属する部局長の確認を受け、そのことが分かる資料を添付すること。

2 記入欄が不足する場合には、適宜ページを増やしてください。